

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

# the Heartful OAG

Vol. 226 2024.2

- 03 太田孝昭が語る元気になる言葉・春夏秋冬「チャレンジ36」
- 04 OAG税理士法人  
新共同代表の就任（平田 実）
- 06 令和6年度税制改正で注目される  
3つのトピックを解説！
- 08 OAG BOOK SHELF  
飲食店の開業の仕方教えます  
～3店までの財務～
- 09 人事労務お知らせ便  
政府の「年収の壁」対策ってナニ？
- 10 私のOff-Time  
人生を変える片付け
- 11 安のカメラ紀行  
みちのく紀行②～五能線で角館へ～
- 12 「令和6年能登半島地震」被災地への  
義援金寄付等について



チャレンジが、明日を変える。



コーポレートサイトで  
PDFファイルを  
ご覧いただけます



## OAGグループのご紹介

OAGグループでは、経営者・法人・個人における複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質なプロフェッショナルサービスをご提供します。

### グループの強み



### グループ相関図



昨年の創業35周年を機に、創業40周年に向けて、これまでの「経営理念、行動指針、運営指針、スローガン」を見直して「パーパス(存在意義)、バリューズ(価値観)、スローガン」の形に刷新いたしました。

#### New Purpose

**パーパス(存在意義)**

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

#### New Five Values

**バリューズ(価値観)**

- 【チャレンジ】 半歩先を見つめたチャレンジが、未来を拓く。
- 【とがりつつなぎ】 一人精鋭の「とがり」と、オールOAGの「つつなぎ」を大切にする。
- 【スピード】 お客様の「潜在ニーズ」を発見し、スピード感をもって成長を支援する。
- 【自立・誠実】 自立した行動と誠実な心で、ステークホルダーとの信頼を築く。
- 【幸せ】 一人ひとりが輝く場をつくり、メンバーと家族の健康・幸せを実現する。

#### New Slogan

**スローガン(合言葉)** チャレンジが、明日を変える。

共通ツールとしてパーパス、バリューズ、スローガン等の内容をまとめたメンバーズブックも作成し、OAGグループで働く人々を「従業員」ではなく共に成長する「メンバー」というイメージから、「理念ブック」や「ブランドブック」でなく、「メンバーズブック」という名称にいたしました。表紙デザインはあえて、シンプルな白ベースのデザインにした理由としては、メンバーそれぞれが自分の形でそれを色づけさせ、また、社名ロゴのモチーフは元々は波紋をイメージしており、各メンバーの思いが広がるイメージを込めております。また、グループ代表である太田孝昭の毎月のコラム、過去約200コラムの中から厳選して、バリューズと連動させる形で掲載しております。



メンバーズブックはこちらより▶

元気な  
経営の  
ワンポイント!

太田孝昭が語る

# 元気になる言葉

春夏秋冬

## チャレンジ36

豊田佐吉翁は1867年、明治維新の前年に生まれ、トヨタ式自動織機を発明した、トヨタグループの創始者であります。佐吉翁の言葉に

「障子(しょうじ)を開けてみよ。外は広いぞ。」

「人間のやった事は、人間がまだやれる事の100分の1に過ぎない。」

があります。この言葉をゆっくり頭の中で反すうしてみてください。胸の中がだんだん暖かくなり、何か分からないんですが、「やる気」が出て来る気がするんです。

インドの実業家(名前は忘れてしまいました。)は、

「他人が壁だと思っている所に、自分はドアを見る。」

と言っています。この言葉も楽しい言葉ではありませんか。他人が壁だと思っている所に、ドアを見つけられたら、自分だけがそこから中に入れるんですからね。

この二人に限らず、多くの方が、多くの格言を残していますが、全て自分自身への鼓舞の言葉ではないかと思うんです。例えば佐吉翁は暗中模索の時に、自分はまだ障子を開けていないのではないかと。人間のやった事なんてほとんど大した事なくて100のうち99はまだ残っているのだ。そう思う事で勇気やら行動力やらが湧き上がってきたのです。インドの実業家もまた同じです。なぜドアが見つからないんだ。皆は壁しかないと言っているけど「ドア」が無い訳がないんだ。絶対にドアはあるんだと思って、チャレンジし続けた結果があの格言になったんです。

偉人二人にとっても、成功が一直線なんて事は、全く考えられません。むしろ時間にすれば、暗中模索が99%なのではないかと思えます。その中であって「チャレンジし続けた結果」が先の格言のような気がします。

私達凡人が出来る事は高が知れています。学ぶべきは、

「障子を開けると外は広いと思う事」

「壁にしか見えないところにもドアがあると思う事」

です。そもそもチャレンジは思う事からスタートなんです。そう考えていると何か出来る事が、ポツポツ生まれるから不思議です。

「エブリディ・チャレンジイヤー」の宣言をしませんか？



OAG グループ 取締役  
OAG 税理士法人 代表社員

太田 隆介



OAG 税理士法人 代表社員  
株式会社 OAG コンサルティング 取締役

平田 実

# 彩り豊かな OAG税理士法人に ご期待ください！

本年1月より、OAG税理士法人の代表社員に就任した平田 実と申します。

今まで多くのお客様にお世話になって参りましたが、今後も変わらず、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。共同代表である太田 隆介とともに、今まで以上に精進し、お客様と共に成長し続けることが出来るよう努めてまいります。

今後のOAG税理士法人の活動においては、「お客様の見えている世界観を意識する」に、特に力を入れていきたいと考えております。弊法人は、税務については専門家です。所得税、法人税、相続税、その他、税金には多くの種類があります。税金計算は、我々にとってはど真ん中の専門領域ですが、お客様にとっては中心ではないこともございます。企業経営者であれば、売上・利益を伸ばすことの方が優先度合いが高いでしょうし、個人の皆様方にとっては税金云々ではなく実現したい夢があります。税理士目線でコミュニケーションをとるのではなく、お客様が何をしたいのか？その実現のために税務、会計、ときに経営でアドバイスできることは何か？を常に意識して取り組んでいきたいと思っております。お客様と目線・気持ちを合わせて、我々の知識・経験を駆使してアドバイスを差し上げたいと思っております。その実現には、日頃からの鍛錬が欠かせません。個人・企業にかかる税務、組織再編、事業承継など、税理士業務には幾つもの専門領域があります。弊法人は、各分野の深掘りを進めます。弊法人には、実はまだまだ苦手の分野もございます。しっかりと研鑽し、よりお客様のご要望にお応えできるよう努力を続けて参ります。

私がOAG税理士法人に入社したのが、弊法人が法人化した初年度の平成19年でした。当時は、100名程度の法人でしたが、今や300名規模（OAGグループ：550名）に成長することが出来ました。手前味噌で恐縮ですが、知識・経験も豊富で人柄的にも「彩り豊かな」メンバーが揃っています。資産税分野や組織再編など、それぞれ得意分野を持っています。また、国税局出身者や事業会社経験者など、様々なキャリアを積んだスタッフも在籍しています。どうぞ、お気軽にお声掛けください。

スタッフ一同、お客様目線で対応いたします。担当者のみで解決できない課題は、OAG税理士法人が組織で対応いたします。それでも足りない場合は、社労士法人などの士業法人、その他グループ内事業法人が一丸となって課題解決にあたってまいります。これからのOAG税理士法人を、OAGグループを、おおいに期待いただきたく存じます。期待を裏切らぬよう、弛まぬ努力を続けることをお約束いたします。



令和6年度税制改正で注目される3つのトピックを解説!

# 「所得税・個人住民税の定額減税」 「法人版・個人版事業承継税制に係る 事業承継計画の提出期限延長」 「交際費等の損金不算入制度の延長・拡充」

令和5年12月14日に令和6年度の税制改正大綱が発表されました。中小企業の経営者様に影響が大きいと思われる3つのテーマを解説いたします。なお、他項目の解説については右の二次元バーコードもしくは、ウェブ検索からご覧いただけます。

PDFはコチラ



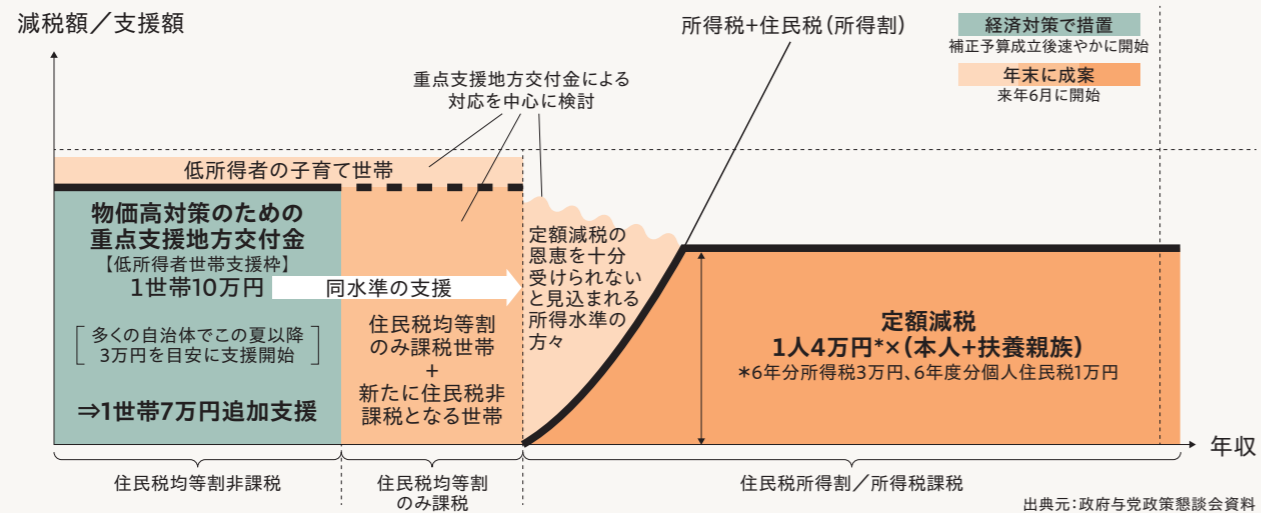
OAG 税制改正大綱

## 1. 所得税・個人住民税の定額減税 ◀ 個人所得課税

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、所得税・個人住民税の定額減税が実施されます。

令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、**令和6年分の所得税年額3万円・個人住民税年額1万円**が減税されます。ただし納税者の**合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)**を超える方は対象外です。

給与所得者については、所得税は、**令和6年6月1日以後**に最初に支給される給与等の源泉徴収税額から特別控除の額が控除されます。住民税は、令和6年6月の給与支給時には特別徴収は行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の1分の1の額が、令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際に毎月徴収されます。

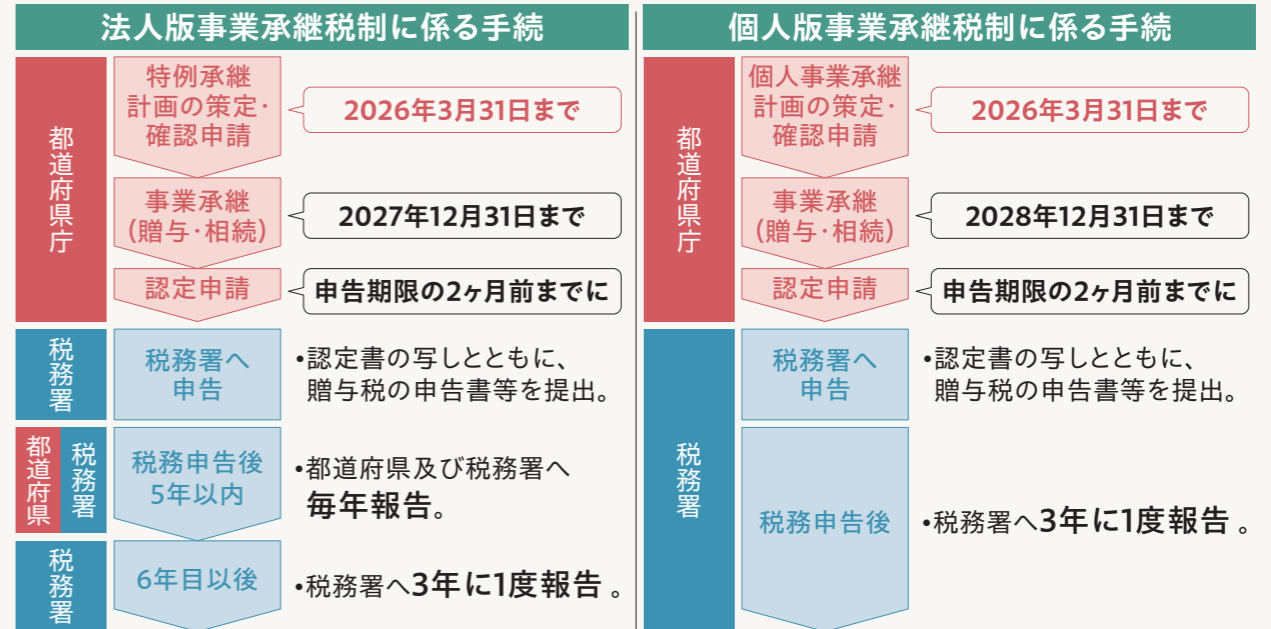


出典元: 政府与党政策懇談会資料

## 2. 法人版・個人版事業承継税制に係る事業承継計画の提出期限延長 ◀ 資産課税

事業承継税制は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上のために、**事業承継時の贈与税、相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置です。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、**法人版・個人版の事業承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長**します。

法人版事業承継税制の特例措置の適用期限(令和9年12月31日)、個人版事業承継税制の適用期限(令和10年12月31日)は、今後も延長されない見込みであるため注意が必要です。本制度の適用を受ける可能性がある場合は、**まず事業承継計画の策定を早期に行う**ことが望まれます。



出典元: 経済産業省「令和6年度(2024年度)経済産業関係税制改正について」P.18

## 3. 交際費等の損金不算入制度の延長・拡充 ◀ 法人課税

交際費等の損金不算入制度の適用期間が**3年間延長**され、交際費等から除外される飲食費等の金額が1人あたり5,000円以下から**10,000円以下に拡充**されます。交際費等から除かれる1人あたり10,000円以下の飲食費等の取り扱いについては、**令和6年4月1日以後**に支出する飲食費等から適用されます。

	改正前	改正後
すべての法人(交際費等から除かれる飲食費等 <sup>※1</sup> )	1人当たり、5,000円以下の飲食費等	令和6年4月1日以後に支出する1人当たり、10,000円以下の飲食費等
損金算入可能額	資本金1億円以下(中小法人 <sup>※2</sup> )	定額控除限度額 <sup>※3</sup> OR 飲食費等の50%以下の金額
	資本金1億円超100億円以下	飲食費等の50%以下の金額
	資本金100億円超	全額不可

※1 飲食費等 : 社内飲食費を除きます。  
 ※2 中小法人 : 期末資本金の額等が1億円以下の法人(資本金の額等が5億円以上の法人の完全子法人等を除く)等をいいます。  
 ※3 定額控除限度額: 800万円にその事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額をいいます。

今回は「所得税・個人住民税の定額減税」「法人版・個人版事業承継税制に係る事業承継計画の提出期限延長」「交際費等の損金不算入制度の延長・拡充」の税制改正におけるポイントを解説しました。皆様のご参考になれば幸いです。OAG 税理士法人では常日頃から情報を収集し、皆様からのご相談やお問い合わせに対して適切なアドバイスをいたします。

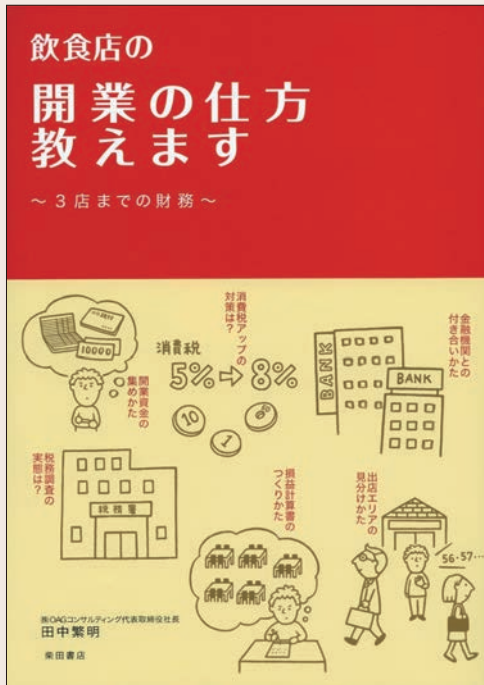
最新の税制に関するご相談は **OAG税理士法人** にお任せください! /

税制改正への万全な対応はOAG税理士法人にお任せください!  
 常に最新の税制に基づいて、皆さまの最適な税務の実現と納税をサポートいたします。  
 お悩みや疑問がございましたら、お気軽に弊社担当者までお尋ねください。

【お問い合わせ先】OAG税理士法人 Tel. **03-3237-7500**



OAGの書籍のご紹介。これから飲食店を起業、開業しようと考えている方々に最適の一冊です。



開業から複数店経営までに必要な  
資金調達や計画書の作成、税務対策など  
実例をもとに「飲食店の財務」を詳しく解説

## 飲食店の 開業の仕方教えます ~3店までの財務~

- 発売日 2014.6.30
- 著 者 田中 繁明
- 発 行 柴田書店
- 価 格 1,650円 (税込)



詳細はコチラ

今回紹介する本はOAGグループ取締役グループ営業本部長 兼 株式会社OAGコンサルティング 代表取締役 兼 株式会社FOODOAG 代表取締役 田中繁明の書籍『飲食店の開業の仕方教えます~3店までの財務~』です。これまで取りあげられることが少なかった「外食業における財務」について解説しています。

OAGコンサルティングにおける中期事業計画の策定や資金調達の支援などの企業サポートの豊富な実績をもとに、実践的な財務ノウハウを紹介しています。

2020年からはじまった新型コロナウイルスの脅威がようやく落ち着き、経済活動は以前のように活発になってきましたが、日本経済を取り巻く状況は大きく変わり近年では世界的な物価高が問題になっています。

場当たりの準備では克服できないこの状況に対し、将来をかけた店舗経営においては、経理や財務の知識が欠かせません。

テーマは大きく「開業時の財務」と「支店経営時の財務」の2つに分けられます。開業から複数店経営までの成長過程に必要な経営回りの財務、経営管理、ファイナンス、税務などをさまざまな切り口から取りあげています。

具体的には、資金調達の手段、創業計画書や経営計画書の作成方法、金融機関に関する解説、税務対策など、飲食店を開業された方の財務課題について詳しく説明しています。

さらに多店化に向けて必要な準備まで解説に含めており、これから開業される方から、店舗拡大を検討される方まで幅広い方にオススメ

の1冊です。

本書では、財務の疑問に筆者が答えるコラムとケーススタディもあります。コラムでは運転資金をいくら用意したらよいのか?税金の支払いはいくらになるのか?など疑問になるものの聞きにくいテーマも扱っています。

ケーススタディでは不正会計をしたらどうなるのか?など少しドキッとさせる内容を扱っています。

開業時にこの「3店までの財務」を学ぶことで、事業スタート時に効果的な仕組みを整え、将来的な店舗数の増加に備えることができます。

事業をスタートした段階で上記の仕組みに慣れておけば、50店、100店と店舗数を拡大する中でも資金繰りを優位に進められます。

本書が、飲食店の開業や継続経営の一助となれば幸いです。

# “人事労務お知らせ便”

～OAGから現場に役立つ情報をお届けします～



## 政府の『年収の壁』対策ってナニ？

いわゆる「年収の壁」の解消に向けて、政府は、従業員の年収が一定の水準を超えても手取り収入が減らないように取り組む企業を助成するなどの対策を2023年10月から開始しました。

### 「年収の壁」とは

世帯主の扶養範囲内で働く人が、一定の年収額を超えると税金や社会保険料の負担が生じて、手取りの収入が減ることを指します。  
今回の対策では、社会保険上の年収の壁となる「年収106万円の壁」と「年収130万円の壁」に対して対策が実施されます。

### なぜ対策が必要なのか？

社会保険に加入している配偶者の扶養に入っている人は、ご自身で社会保険料を支払わなくても、基礎年金の受給や保険診療を受けることができます。  
「年収の壁」を超えてしまうと社会保険料の負担が発生して、手取りの収入が減ってしまうので、基準の金額を超えないように働く時間を減らして就業調整します。この就業調整が企業の人材不足を加速させている要因となっています。



### 年収106万円の壁

社会保険への加入義務が発生するボーダーラインのことです。月額賃金8万8,000円が基準になりますが、一般的に**年収106万円の壁**と呼ばれています。

#### 社会保険の加入条件(短時間労働者)

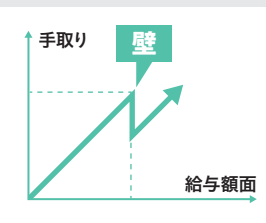
- 勤務先の従業員数が101名以上  
(※2024年10月以降は従業員数51人以上)
- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8万8,000円以上(年間約106万円)
- 2ヶ月を超える勤務の見込みがある
- 学生ではない

上記の条件を満たすと**社会保険加入の対象となり社会保険料がかかります**。

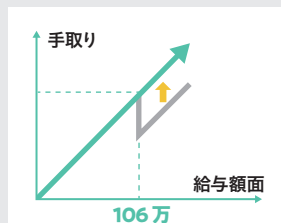
### 年収106万円の壁への対策

短時間労働者の厚生年金保険や健康保険の加入に合わせて、手取り収入を減らさないための取り組みを実施する企業に対し、労働者一人当たり最大50万円の支援をします。

これまで



10月から



※首相官邸ホームページより引用

### 年収130万円の壁

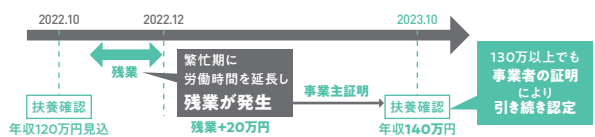
社会保険に関して世帯主の扶養に入れるかどうかのボーダーラインのことです。**年収が130万円を超える**と社会保険への加入条件を満たしていなくても**世帯主の扶養から外れます**。勤務先の**社会保険に加入**するか、勤務先の社会保険に加入できない場合は、ご自身で**国民健康保険**と**国民年金保険**へ加入する必要があります。

### 年収130万円の壁への対策

短時間労働者が繁忙期に労働時間を延ばすなどにより収入が一時的に上がっても、事業主が証明することで引き続き、被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

#### 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



※首相官邸ホームページより引用

**OAGアウトソーシングでは、  
人事・労務相談全般をお受けいたします。  
お気軽にお問い合わせください!**

OAGアウトソーシング  
Webサイト



詳しくは  
WEB版で



# 私の Off-Time

(株)OAG  
グループ経営管理本部  
マーケティング・コミュニケーション室

岡村 美保

## 人生を変える片付け

溜まっていた仕事と育児のストレスと家事が爆発したのは、私が第二子出産後の仕事復帰後のことでした。

ハードな仕事で家事を行う体力も持たず、家の中に物が溢れてかえり、ストレスが溜まる…という悪循環を繰り返していました。そこで元々捨てるのが苦手な性格を変えようと一念発起し、整理収納アドバイザーにコーチを依頼して、半年かけて断捨離をしました。

断捨離といえば、近藤麻理恵（こんまり）さんの著書「人生がときめく片付け」が有名ですが、私のコーチの教えも共通点が多く、基本は

- 必要量を理解すること
- 定位置にきちんと納めること
- 好きな物は吟味して心を楽しませること

の3つです。コーチから卒業して5年近く経ちますが、今もそれを守って生活しています。多少散らかることもありますが、リバウンドせず快適な生活環境を保っています。

風水では「動きや気の流れがあると、運が動く」と言いますが、断捨離を始めてからこれが本当のことだ！と実感することがありました。予てから自宅近隣のマンションへの住み替えを希望していたのですが、タイミングよく空室チラシが入り住み替えを決意、住宅ローンを組んでいた当時の自宅も内覧一人目で購入いただくことができ、無事に住み替えることが出来ました。

是非今年は身の回りの片付けを通じて「運」を動かしてみたいはいかがでしょうか。





# 安のカメラ紀行

## みちのく紀行② ~五能線で角館へ~

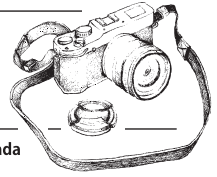


Photo by Yasuyoshi Wada

五所川原に1泊した後、飛行機が新幹線でまっすぐ帰京するか又は遙々津軽まで来たので、何処かに寄りながら帰京するか悩みましたが、旅好きの僕にとって選択肢は迷うまでもなく、日本海と白神山地の間を縫って走る五能線に乗って角館経由で盛岡を訪ねました。まずは五所川原駅で東京までの普通乗車券と途中で乗り換える特急券、そして盛岡から上野までの新幹線切符を購入することにしましたが、この手続きにひと苦労しました。駅には対面式の窓口はなく、全て自動券売機か何処かの駅のみどりの窓口に通じるインターフォンでのやり取りによるどちらかで切符を購入するのですが、そのインターフォンが全く通じないので、自動券売機で四苦八苦して何とか購入しました。それは五能線で五所川原から鰯ヶ沢経由で東能代へ、そこから奥羽本線特急に乗って秋田へ、更に山形新幹線に乗り換えて角館へ、角館で途中下車して散策した後、普通列車で盛岡へ行き一泊した後、東北新幹線で上野まで帰るコースです。このコースを自動券売機で何とか購入できました。

地方の過疎化と人出不足で、無人駅が増えたり、大きな駅でもみどりの窓口は対面式からデジタル化に変わり益々高齢者の旅が不自由となっている現実を目の当りにしました。



▲ 津軽鉄道



▲ 津軽鉄道五所川原駅

さて、五所川原駅発7時58分の列車に乗車する直前にストープ列車で有名な津軽鉄道の列車が太宰治の生まれ故郷である金木方面から到着したところで高校生が大勢降りてきましたが、昨日立ち寄った小林さんの母校「五所川原高校」の生徒なのもかもしれません。僕が乗りこんだ五能線の東能代行き列車の乗客は、数人の高校生が乗っていましたが、途中で下車してしまい、2両編成の列車の乗客は4、5人でした。一人旅らしき中年の女性が2人、日本海を眺めながら座っていたのが印象的でした。風雪が吹き荒れる冬の日本海を走る五能線ならではのまるで

演歌の世界観のような光景でした。(因みに五所川原は演歌歌手吉幾三さんの出身地です) 五能線はほぼ日本海沿いを走っているので、海岸線がよく見えます。荒波に削られた岸壁や小島に根を張っている灌木など、まさに北国である日本海沿線の風景です。



▲ 五能線から見る風景



▲ 白神山地と日本海

気になったのが海岸沿いに枯れ木やペットボトルなどのゴミが沢山打ち寄せられていたことです。朝鮮半島から荒波に乗って流れ着いたのかもしれませんが、また、海岸沿いには、強風を利用する



▲ 東能代駅ホーム



▲ 角館駅

数多くの風力発電機がありました。八郎瀨を通り過ぎて東能代駅に到着すると駅のホームには「バスケの街能代」と書かれたゴールポストがありました。確かNBAプロリーグで初めての日本人選手となった田臥選手の出身高校がある町です。

そして五所川原を出発して5時間後の12時56分に武家屋敷と枝垂れ桜で有名な角館駅に着きました。

例年なら枝垂れ桜が満開の時期と聞いていましたが、温暖化の影響で満開の時は過ぎてしまい、葉桜になっていたのが残念でした。そんな佇まいの中、格式高い武家屋敷の街並みをそぞろ歩きた後、角館駅からJR田沢湖線の普通列車に乗り込み、盛岡に向いました。



▲ 桜の絨毯と枝垂れ桜



▲ 武家屋敷の街並み

安の今月の一句

「磯風が 車窓に語る 五能線」



▲ 執筆:和田 安義

## 「令和6年能登半島地震」被災地への義援金寄付等について

この度の「令和6年能登半島地震」により、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い被災地の復興を、心よりお祈り申し上げますとともに、OAGグループでは300万円を寄付させていただくことを決定いたしました。また、グループ14社の主要一角に税理士法人がごございますので、税制上の措置もご案内させていただきます。

### 被災された方

被災された方への救済措置として大きく分けて、「申告期限等の延長」「雑損控除もしくは軽減免除」「納税の猶予」があり各種制度を活用することができます。

また、自然災害等で損害を受けた場合に所得税と住民税の税額を減らせる「雑損控除」を、1年前倒しで2023年分に適用できるように国が検討しております。雑損控除は本来は2024年分の所得に適用されますが、通常の確定申告の手続きでは税負担の軽減には時間がかかるため、前倒しでの適用が被災者支援につながるとの判断に基づきます。

詳しくは「能登半島 国税」でインターネット検索いただき、こちらから確認いただけます。



### 法人・個人で寄付をご検討の方

税制上の措置としては、「法人税」「所得税」でそれぞれ異なり、寄付金控除の申請は任意となりますが、控除を受ける場合は確定申告を行う必要があります。特定寄付金に該当しない場合は控除対象になりません。寄付金控除の適用を受ける場合は、寄付先が控除対象として認定されているかどうか確認が必要となります。

詳しくは「義援金 国税」でインターネット検索いただき、こちらから確認いただけます。



### 本店

〒102-0076  
東京都千代田区五番町6-2  
ホームマトホライゾンビル  
TEL:03-3237-7500(代)  
FAX:03-3237-7510



■発行人：グループ代表 太田孝昭  
■企画：グループ経営管理本部 マーケティング・コミュニケーション室  
(里見晶、齋藤恭子、川島朋子、平坂直子、井上佳奈子、佐藤基哉)  
■制作・印刷：株式会社野毛印刷社

### ■札幌

〒060-0001  
北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39  
ISM札幌大通りビル4階  
TEL：011-590-5174 FAX：011-590-5175

### ■仙台（サテライトオフィス）

〒980-0811  
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー 10階CROSSCOOP内  
TEL：022-209-5339

### ■埼玉

〒350-1123  
埼玉県川越市脇田本町13-5  
川越第一生命ビルディング3階  
TEL：049-265-8685 FAX：049-265-8687

### ■東京ウエスト

〒182-0022  
東京都調布市国領町4-51-7  
ピエール・シークル2階  
TEL：042-441-2191 FAX：042-441-2192

### ■富士吉田（計算センター）

〒430-0016  
山梨県富士吉田市松山4丁目3-14  
アークフジ1階3号室  
TEL：0555-73-8571

### ■名古屋

〒460-0003  
愛知県名古屋市中区錦2-13-30  
名古屋伏見ビル9階  
TEL：052-746-9313 FAX：052-746-9312

### ■大阪

〒564-0063  
大阪府吹田市江坂町1-13-33  
進和江坂ビル7階  
TEL：06-6310-3102 FAX：06-6310-3103

### ■福岡

〒810-0042  
福岡県福岡市中央区赤坂1-14-22  
センチュリー赤坂門ビル6階  
TEL：092-717-6650 FAX：092-717-6651



OAGグループ  
コーポレートサイト



メルマガ



YouTube



OAGグループ  
X (旧Twitter)



アセットキャンパスOAG  
X (旧Twitter)



【お願い】ご住所などお客様情報をご変更された場合はお手数ですが、弊社担当者にご連絡をいただけますようお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。